

# 荷主等(荷主、配送先、元請け事業者等)の皆様へ

陸運事業者と連携して、荷役作業時の労働災害を防ぎましょう！

うちの会社って  
荷主なの？



陸運事業者に、製品・商品を客先へ運搬してもらい、材料や部品、資材等を仕入先から会社や現場に運搬してもらい等、様々な業種の会社が荷主になります！



陸上貨物運送事業の労働災害については、近年増加傾向にあります。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。(裏面記載の、荷主先で発生している労働災害の事例をご確認下さい。)

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

荷主は、何をすればよいの？



- ・会社の中で、荷役作業の担当者を選んでください。
  - ・陸運事業者と安全な荷役作業について打ち合わせを行う場を設けてください。
  - ・荷役作業の有無を陸運事業者に事前通知する、余裕を持った着時刻の設定をする、荷役場所の作業環境の改善をする等、荷役作業における労働災害防止措置を実施してください。
- ※詳細は「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」をご確認ください。

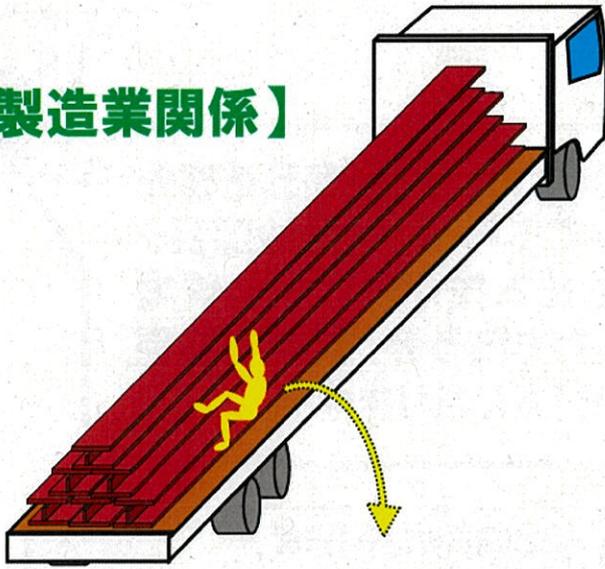


ひと、くらし  
みらいのために

横浜南労働基準監督署

# 荷役災害は様々な業種の荷主先で発生しており、 以下の荷役災害の原因の一部は荷主先にあります！

## 【製造業関係】



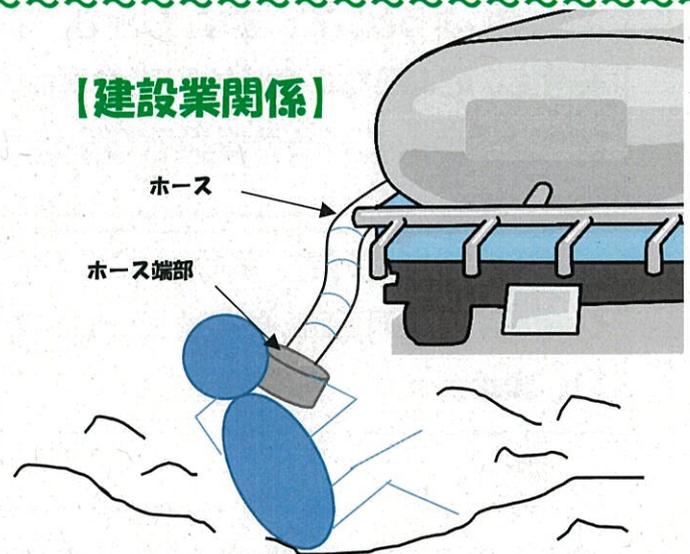
（災害発生状況）集荷地である工場の敷地内において、工場作業員によりトラックへの鉄骨積み込み作業が終わり、トラック運転手により鉄骨についている荷札を外していた際、3段積んでいた2段目から足を滑らせ墜落した労働災害。

（荷主における措置）荷主側において、工場内で積み込みが予定されていることから、荷台上で作業の際、墜落防止のための設備を設置する。

（災害発生状況）建設現場（荷主先）でセメント運搬車のホースを外す作業をしていた際、足元がよくなく滑って転倒し、その際にホース端部が胸に当たった労働災害。

（荷主における措置）建設現場では、現場内で行う荷役作業等のルールを定め、あらかじめ現場内に入出してくる業者にそのルールを守るよう徹底させること。また、作業を行う場所については元請の責任において作業をしやすい環境整備に努めること

## 【建設業関係】



（災害発生状況）荷主先（配送先）において、店舗納品口付近でトラックからロールボックスパレットで搬送していたところ、段差があるのを見落とし、足を踏み外し負傷した労働災害。

（荷主における措置）荷主側において、使用するロールボックスパレットの幅や作業性に応じた通路の設置する。

## 【小売業関係】



# 荷主先の協力で、荷役災害を撲滅しましょう！